

浦安市総合公園 自動販売機設置事業者募集要項

1. 目的

この要項は、浦安市総合公園内において、公園利用者等が利用する飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を選定するために、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の入札に参加しようとする方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

2. 自動販売機設置許可物件

{場所：浦安市明海七丁目2番}

物件番号	設置場所	許可面積	台数	予定価格率 (売上手数料率)	基本使用料 (月額)	基本使用料 (年額)
1	浦安市 総合公園 (管理棟横)	1. 2 m ²	1台 (飲料)	20.0% 以上	304 円	3,650 円
2	浦安市 総合公園 (管理棟横)	1. 2 m ²	1台 (飲料)	20.0% 以上	304 円	3,650 円
3	浦安市 総合公園 (管理棟横)	1. 2 m ²	1台 (飲料)	20.0% 以上	304 円	3,650 円
4	浦安市 総合公園 (管理棟横)	1. 2 m ²	1台 (アイス類)	20.0% 以上	304 円	3,650 円

※設置許容面積（自販機本体：幅1.3m×奥行0.9m相当を想定）より算出。

※基本使用料（月額）の算定で生じた端数（2円）については、何れかの月で端数調整します。

（1）設置場所等の詳細は、別添の自販機設置予定箇所図（以下「箇所図」という。）を参照のこと。

（2）販売品目は、

【物件番号1～3（飲料）】缶、ビン、紙パック、蓋付き紙コップ、ペットボトル、いずれか

【物件番号4（アイス類）】アイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイス、氷菓、いずれかの自販機とします。

（3）箇所図と現地に違いがある場合は、現地に合わせることとし、その他施設管理者と協議するものとします。

（4）許可面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースは含みません。

3. 入札参加資格

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (3) 法人市民税（個人にあっては住民税）を滞納していないこと。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 過去2年間において、自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員等でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではないこと。

4. 許可上の主な条件

(1) 内容

本件は、都市公園法第5条の規定に基づく公園施設の設置許可行為です。

(2) 許可期間

許可期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です（設置及び撤去に要する期間を含みます。）。

(3) 使用料等

①使用料

本市が設定する基本使用料（月額）及び本市が設定する予定価格率以上で最高の売上手数料率（落札料率）に毎月末締めの自動販売機の売上金額（税抜き）を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に消費税等相当額を加算した金額（以下「売上手数料」という。）をもって使用料（月額）とします。本市が発行する納入通知書により、本市が定める期日までに納入してください。

$$\text{※ 使用料} = \text{基本使用料} + (\text{落札料率} \times \text{売上金額 (税抜き)}) + \text{消費税相当額}$$

②光熱水費

自販機設置に係る電気・水道等の光熱水費については設置事業者の負担とし、本市が発行する納入通知書により、指定された期限までに納入してください（3か月に1度を予定）。使用分の料金については、当該自販機用の個別メーター（積算電力計等）を、設置事業者の負担により設置し、本市へ使用電力等を報告してください。料金は次の算定方式により算定します。

$$\text{※ 月額使用料金} = \text{総合公園全体の月額使用料 (税込)} \times \frac{\text{個別メーターの月間消費量}}{\text{総合公園全体の月間消費量}}$$

請求額は3か月分の合算で算定します

③その他必要経費

自販機の設置、撤去及び維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。

④遅延損害金

受託者の責に帰すべき事由により、納入通知書により指定期日までに支払いがないときは、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該納入金額に納入期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で算定した遅延損害金（100円未満の端数があるときは切り捨てる。）の賠償を請求することができるものとします。

(4) 許可上の制限

次の事項を遵守してください。

- ①許可物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ④酒類及びその他類似品の販売をしないこと。

(5) 設置する自販機

- ①本体規格については、設置許容面積以内で、ユニバーサルデザインの機種とすること。
- ②自販機の設置に当たっては、転倒防止等、安全に十分注意すること。
- ③省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等）の機種とすること。
- ④フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。
- ⑤500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること（新硬貨・新札が発行された際には、適宜、対応可能な機種とすること）。各種電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が利用できること。
- ⑥大規模災害時には、本市と締結した「災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書」に基づき、販売品を無償で提供すること。その場合、自販機の取扱について、市に助言または自販機の操作を行うこと。

(6) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

- ①商品については多様な商品を幅広く取りそろえること。また、時節に応じた商品対応を行い（冬季には温かい飲料を設置するなど）、適時、商品の見直しを図ること。
- ②自販機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、1週間に最低1回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、常に売切れ状態がないこと。
また、1週間に最低1回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うとともに、常につり銭切れの状態がないこと。
原則として自販機1台に対して1個の割合で、販売する飲料の容器の種類に応じた空き容器分別回収ボックスを市の指示に従い設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。
- ③売上実績（売上本数、金額等）及び売上手数料を本市が定める期日までに毎月報告すること。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ⑤自販機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において速やかに対応するものとし、連絡先を見やすい位置に明記すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了したときは指定期日までに原状回復してください。既存の自販機との入替となるものについては、設置事業者は、市と協議のうえ、基本的に許可期間満了日までに入替を行ってください。なお、設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を市に請求することはできません。

(8) その他

許可期間中に本件募集箇所の施設内の別の箇所に自動販売機を新設することとなった場合も、設置事業者は審査請求できません。

5. 入札参加申込等

申込みにあたっては、本要項を熟読し、契約条件を確認の上、お申し込みください。

(1) 申込受付期間及び提出場所

①期 間 令和8年1月29日（木）～令和8年2月10日（火）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

②時 間 午前9時00分～午後5時00分（正午から午後1時の間を除く。）

③場 所 浦安市都市整備部みどり公園課（庁舎6階）

（〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1-1）

(2) 提出書類

①入札参加申込書（様式1。物件ごとに提出すること）

②印鑑証明書

③委任状（様式3）

・入札は代理人に行わせることができます、その場合、委任状が必要になります。

（但し、入札参加する法人がその社員に行わせる（委任する）場合は不要。）

・委任状は、本人（委任者）及び代理人（受任者）の実印の押印が必要になります。

・委任状がない代理人による入札はできません。

④証明書類

ア 法人の場合

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書：発行後3か月以内）

・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書）

・法人市民税の納税証明書（浦安市内に本社又は支店・営業所等がある法人については、直近2年度分の未納税額がない証明書）

イ 個人の場合

・住民票

・国税の納税証明書（所得税、消費税及び地方消費税の未納税額がない証明書）

・住民税の納税証明書（浦安市民の方については、直近2年度分の未納税額がない証明書）

⑤直近2年度における自販機の設置を行った実績を証明する書類（様式2。使用許可書、契約書等の写し等）

※ 証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）

とします。ただし、⑤の書類は除きます。また、同時に行われる複数の物件を申し込む場合において、②～⑤の書類は各1部の提出で結構です。その旨をお知らせください。

(3) 提出方法

提出書類を、申込受付期間中にみどり公園課まで持参又は簡易書留にて郵送（令和8年2月10日午後5時必着）してください。持参の場合、入札参加申込締切日の午後5時までに提出がない場合は受付できませんので、あらかじめ余裕を持って早めに提出してください。また、持参の場合は、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

(4) 受付

提出すべき書類が整っている場合で、持参された方には、直ちに入札参加申込書に本市の受付印を押印したものの写しをお渡します。また、郵送の場合は、受付後速やかに、写しを返送いたします。

6. 入札参加資格の審査及び通知

市において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「連絡用メールアドレス」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和8年2月16日（月）

7. 質問及び回答

（1）質問期間 令和8年1月21日（水）～1月26日（月）午後5時まで

（2）質問方法 質問は、電子メールでお願いします。

件名を「浦安市総合公園自動販売機設置質疑について」としてください。

質問受付電子メールアドレス（みどり公園課）kouen@city.urayasu.lg.jp

（3）回答 令和8年1月28日（水）午後5時までに、入札参加申込書の「連絡用メールアドレス」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に、質問に対する回答を送信します。

※ 質問内容及びその回答は、すべての入札参加者に送信します。

8. 入札及び開札に関する事項

（1）入札の日時及び場所

①日 時 令和8年2月26日（木）午前10時00分 から

②場 所 庁舎4階 S2会議室

（2）入札当日に必要なもの

必要な書類がない場合又書類に不備等があった場合、入札に参加することができなくなりますので、十分確認のうえ、不備等のないようお願いします。

入札に必要な書類等の説明

入札書（様式4） 物件番号ごとに作成し、封筒に封入れすること。

入札書を入れる封筒（様式6） 形状は定型封筒とする。

入札参加申込書（兼受付書）の写し 事前に参加申込みしたときの受付書の写し

委任状（様式3） 代理人が入札に参加する場合に必要（申込みの時点で提出してある場合は不要）

①入札は、代理人に行わせることができますが、この場合、委任状が必要となります。

ただし、法人がその社員に委任する場合は不要です。

②委任状は、本人（委任者）の実印及び代理人（受任者）の実印の押印が必要となります。

③委任状がない代理人による入札はできません。

（3）入札及び開札の方法

①入札開始の15分前から入室し、入札参加申込書（兼受付書）（受付印を押した写し）、代理人の方は、委任状（原本）を提出してください。

②入札の当日出席しなかった者又は入札の締切り時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

③所定の入札書に、入札者の住所及び氏名（法人にあっては名称及び代表者職名）を記入のうえ、必ず印鑑証明書に登録された印鑑（代理人の場合、委任状に押印されている代理人の実印）を押印してください。

④入札書記載売上手数料率は、算用数字を用いて小数点以下第1位まで記入してください。

⑤入札は、物件番号ごとに入札し直ちに入札参加者立会いのもと開札を行い、落札者が決定した後、次の物件へ進むものとし、物件番号1⇒2⇒3⇒4の順番で行います。

⑥入札は、入札書を封かんし、入札箱にご自身で投函していただきます。

入札書を定型封筒（長形3号など）に入れ、封をした上、割印を上中下3か所に押印（印鑑証明印）するとともに、封筒表面に「物件番号」、「住所」、「氏名（又は法人名及び代表者職・氏名）」を油性黒ペンで記入したものを、持参により提出することとします。

⑦投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書き換え、差し換え又は撤回をすることができません。

⑧入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

（4）落札者の決定方法

①落札者の決定は、物件ごとに設定されている予定価格率以上で最高の売上手数料率をもって入札した者を落札者として決定します。

②落札者となるべき同料率の入札者が2者以上いる場合は、市職員の立会いのもと、くじ引きにより落札者を決定します。

（5）落札料率及び使用料（月額）の決定

入札書に記載された売上手数料率をもって落札料率とします。

本市が設定する基本使用料及び毎月末締めの自動販売機の売上金額（税抜き）に売上手数料率の落札料率を乗じて得た金額（1円未満は切り捨て）に消費税等相当額を加算した金額をもって使用料（月額）とします。

9. 入札保証金

入札保証金の納付は免除とします。

10. 入札の無効

次の事項のいずれかに該当する入札は無効となります。

（1）入札に参加する資格のない者の入札

（2）同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札

（3）入札に関し、不正行為があった場合の入札

（4）予定価格率未満で入札した者の入札

（5）その他指定した以外の方法により入札した場合

11. 公園施設設置許可

（1）落札者は、落札決定の日から7日以内に、浦安市都市公園条例施行規則第3条に基づき公園施設設置許可申請を行っていただきます。

（2）正当な理由がなく、指定期日（落札決定の日から7日以内。以下「指定期日」という。）までに設置許可申請を行わない場合、又は、指定期日までの間に辞退届（様式5）が提出された場合は、落札者の決定を取り消し、入札使用料率の高い順に設置管理の交渉を行います。

（3）（2）により落札者の決定を取り消された者（指定期日までの間に辞退届（様式5）が提出された者は除きます。）は、その事実があった日から2年間において、本市が実施する自動販売機設置事業者を選定する入札に参加できなくなるものとします。

12. 入札結果の公表

入札結果は、市ホームページ上で、その内容（設置場所、落札売上手数料率、落札者）を公表します。

参考

※令和6年度の自販機売り上げ実績

	年度販売実績	年度売上金額
物件番号1～3(飲料)計	40,540本	6,117,750円
物件番号4(氷菓)	15,059個	2,883,700円

※スケジュール(予定)

入札説明書配布	令和8年1月21日(水)から
質問受付期間	令和8年1月21日(水)から 1月26日(月)午後5時まで
質問回答	令和8年1月28日(水)
入札参加申込受付期間	令和8年1月29日(木)から 2月10日(火)午後5時まで(郵送必着)
入札参加資格の通知	令和8年2月16日(月)
入札及び開札	令和8年2月26日(木)午前10時から
公園施設設置許可申請・審査・許可決定 (事業者変更時の原状回復・自販機入替期間)	令和8年3月上旬(予定) 令和8年3月31日(火)の既設撤去後から 4月3日(金)まで
使用開始	令和8年4月1日(水)